

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱の制定について

要綱制定の背景

今寒川町において家庭的保育事業はありませんが、個人から家庭的保育事業を行いたいという相談がありました。家庭的保育事業は家庭的な雰囲気のもとで、少人数、定員5人以下を対象にきめ細かい保育を行う事業です。

個人で事業を起こすには、資金面での負担が大きいことから、なかなか開園までに至らないという現状があるため、町で支援ができないかと検討しました。

国、県の補助金等を検討しましたが、対象とする補助金がなかったため、町で補助を行うこととしました。

要綱制定の内容

町の単独補助として、家庭的保育事業に供する備品の購入に対して、上限300,000円として町が1/2を補助するもので、1事業あたり町の負担は最大150,000円となります。

詳細を定めた要綱である「寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱」を制定するものです。

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の増進と待機児童の解消を図るため、家庭的保育事業を実施するための施設を整備する個人に対し、予算の範囲内において寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童福祉法施行細則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)の例による。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に基づき算出するものとし、同表の補助基準額の欄に定める補助基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額に同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、必要に応じて説明を求め、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定を

するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(概算払)

第7条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとするときは、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金概算払請求書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る補助対象事業(以下「補助決定事業」という。)の内容を変更し、又は補助決定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金変更等承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更等の決定の通知)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、速やかに、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金変更等承認通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知す

るものとする。

(実績報告書)

第 10 条 補助事業者は、補助決定事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して 20 日を超えない日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金実績報告書(第 6 号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施事業の写真
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 11 条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに、審査及び完了検査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金確定通知書(第 7 号様式)により、補助事業者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項の規定により補助金を概算払により交付しているときは、第 1 項の規定より確定した補助金の額(以下この項において「確定額」という。)から当該概算払により交付した補助金の額(以下この項において「概算払額」という。)を差し引いた額を交付するものとし、概算払額が確定額を超えるときは、補助事業者にその差額を返還させなければならない。

(必要な指示等)

第 12 条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の用途について必要な指示をし、報告書等の提出を命じ、又は実地にその状況を

検査することができる。

(帳簿等の整備)

第 13 条 補助事業者は、補助決定事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、事業が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、町長から前項に規定する帳簿等の提出の指示があったときは、速やかに、当該帳簿等を提出しなければならない。

(補助の取消し等)

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の額を減額し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 町長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止したとき。
- (4) 補助決定事業の遂行の見込みがないとき。
- (5) その他町長が不相当と認めたとき。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 月 日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助率
家庭的保育開設備品等購入事業	家庭的保育事業に必要な備品の購入(家庭用として併用できる備品は除く。)	300,000 円を上限とする。	1/2

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)寒川町長

所在地
申請者 法人名
代表者名 印

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

補助金度	年度	補助金の名称	寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間		着手(予定) 年 月 日	
		完了(予定) 年 月 日	
補助金交付申請額			
添付書類		1 申請額算出内訳書 2 事業計画書 3 見積書等 4 その他町長が必要と認める書類	

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

寒川町長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

補助金度	年度	補助金の名称	寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間		着手(予定)	年 月 日
		完了(予定)	年 月 日
補助事業に要する経費			
交付決定額			
交付条件		寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱による。	

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先)寒 川 町 長

所在地
申請者 法人名
代表者名 印

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり補助金の概算払を請求します。

交付決定（変更交付決定）額	円
概 算 払 請 求 額	円
添 付 書 類	

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

(宛先)寒 川 町 長

申請者 所在地
法人名
代表者名

印

次のとおり変更等をしたいので、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

補助金度	年度	補助金の名称	寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
変更交付申請額			
添付書類		1 変更後の申請額算出内訳書 2 変更後の事業計画書 3 その他町長が必要と認める書類	

※添付書類の1, 2は変更の場合のみ提出。

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金変更等承認通知書

第 年 月 日 号

様

寒川町長

年 月 日付けで申請のあった変更等については、次のとおり承認しますので、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助金度	年度	補助金の名称	寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
補助事業に要する経費			
変更交付決定額			
交付条件		寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱による。	

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)寒 川 町 長

所在地
申請者 法人名
代表者名 印

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

補助金度	年度	補助金の名称	寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金
補助事業実施期間		着手 年 月 日 完了 年 月 日	
補助事業の実績及び効果			
補助金の交付決定額			
補助金の既交付額			
補助金の精算額			
添付書類		1 精算額内訳書 2 事業実績報告書 3 請求書・領収書の写し 4 その他町長が必要と認める書類	

寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

寒川町長

年 月 日付けで実績報告のあった施設整備事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

補助金度	年度	補助金の名称	寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金
		確定の基礎となった事業費	円
		補助金の交付決定通知額	円
		補助金の概算払額	円
		補助金の交付確定額	円
		補助金の精算額	円